

米国関税措置に対する
新規チャレンジ支援事業助成金

募集要項

令和7年7月

大切なお知らせ！

- 令和7年7月15日（火）から募集を開始しますが、助成金の申請が予算額に達し次第、受付を終了します。
- 「事業実施計画書」を募集期間内に提出し、市の認定を受ける必要があります。
- 事業実施にあたり、自己負担が必要です。
- 対象となるのは「新たな取組」に必要となる経費です。既存の取組に要する経費の振替計上はできません。
- 令和8年3月31日（火）までの事業完了（経費の支払い完了）及び事業完了から20日以内の実績報告が必要です。
- 助成事業への着手は、実施計画認定後からとなります。
- 事業に係る経費は、市内事業者への発注・調達が原則です。
- 固定費（賃金、維持管理費等）、旅費、消費税相当額、振込手数料は、助成対象外です。
- 本助成金と同様の助成金を他の機関から受ける、又は受けた場合の併給を認めません。

I 米国関税措置に対する新規チャレンジ支援事業助成金について

1 目的

米国関税措置の影響により、国内外におけるビジネスの縮小が懸念される現況において、その影響を受け、又は受けるおそれのある市内中小企業が行う「新たな事業展開」の取組に要する費用の一部を助成することにより、競争力強化を図ることを目的とします。

2 助成対象者

次の①～⑤の全てを満たす方です。

①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（個人事業主を含む）であること。

②北九州市内に事務所又は事業所を有し【注】、今後も事業を継続する意思がある者であること。

【注】北九州市に事務所又は事業所の設置申告をしている中小企業

※北九州市内に人的設備、物的設備、事業の継続性の3要件を満たす事務所又は事業所を有していれば設置申告が必要です。

③株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者等以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。

④北九州市税を滞納していないこと。

⑤暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 要件

次の①及び②を満たす必要があります。

①米国関税措置の影響を受け、直近3か月の売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少した、又は米国関税措置の影響を受け、直近1か月の売上高とその後2か月の見込みの売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少する見込みであること。

【注】米国関税措置の影響による売上高の減少額は前年同期比5%以上を要し、売上が減少する背景、サプライチェーン上の位置などを「事業実施計画書」に記載することを要します。

②「事業実施計画書」の中に、「新たな事業展開の取組」を記載すること。

《売上高の比較（実績）》

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R6	 	 	 	基準期間(基準月6月)								
R7	 	 	 	対象期間								

- 【申請月の前月（基準月）を含む直近3ヵ月が対象期間】
 ➡基準期間は前年の同期間
 対象期間としてR7年4～6月を選択した場合
 ➡基準期間のR6年4～6月と比較

《売上高の比較（見込み）》

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R6	 	基準期間(基準月6月)										
R7	 	対象期間										

- 【申請月の前月（基準月）を始期とする連続した3ヵ月が対象期間】
 ➡基準期間は前年の同期間
 対象期間としてR7年6～8月を選択した場合
 ➡基準期間のR6年6～8月と比較

【創業特例】

創業から1年を経過していない事業者は、対象期間の前年の同月期間において3か月分の基準期間が取れない場合があるため、以下の特例により売上高の比較を行うことができます。

基準期間	創業翌月（1日創業の場合は、創業月）から令和7年3月末までの売上高の平均月額×3
対象期間	令和7年4月以降（米国関税措置の発効以降）

例) 助成金を申請する日が令和7年7月22日の場合

- ・令和6年6月2日～令和7年3月31日までに創業した事業者が、創業特例の対象となります。
- ・令和6年6月1日以前に創業した企業は、3か月間の基準期間が取れるため、創業特例の適用はありません。
- ・米国関税措置が発効された令和7年4月以降に創業した事業者は、米国関税措置の影響を受ける前の売上高比較ができないため、申請の対象外となります。

4 助成率・助成額

助成率 対象経費の3分の2以内

助成額 上限100万円

下限 10万円

5 対象経費

「新たな事業展開」の取組を実施する上で必要となる以下の経費を助成対象とします。

(1) 留意事項

- 「新たな取組」として必要な経費を対象とし、既存の取組に要する経費の振替計上は認められません。
- 市が認定した内容と異なる事業や経費は、事業完了後に申請・報告しても助成対象になりません。
- 事業実施に必要と認められない、助成目的に合致しない等の場合、部分的に対象経費として認められない場合があります。
- 助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみです。
- 固定費（賃金、維持管理費等）、旅費、消費税相当額、振込手数料は、助成対象経費になりません。
- 汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等）は助成対象事業に必要な不可欠なもののみを対象とします。
- 車両に係る経費は原則として助成対象外です。例外的に適当と認める場合は、事業専用での使用が明確な貨物運送事業や旅客運送事業に供する車両（緑ナンバー、黒ナンバー）、特種用途自動車（8ナンバー）、小型貨物自動車（4ナンバー）は車種を問わず対象とします。また、営業車等、一般的な社用車については、脱炭素化という観点から、EV（電気自動車）、PHV・PHEV（プラグインハイブリッド車）といった電動車とFCV（燃料電池車）に限ることとします。
- タイヤの購入については、対象外とします。
- 助成金で購入・導入した機器やシステムは、助成事業目的の範囲内に限り使用できるものとし、目的外の使用は認められません。個人事業主等で、事業用と私的利用を完全に区分できない場合は、両者の使用率等をもとに案分し、事業用部分のみを助成対象とします。
- 助成対象経費は、原則として、市内事業者への発注・調達に限ります。
- 助成金は実績報告書提出後のお支払いとなります。
- 割賦販売契約の場合において、割賦払いによる支払完了日が助成事業期間を超えており、支払完了までに助成事業者に所有権が移転しない場合には、助成事業期間内に購入したものとは言えないことから助成対象になりません。分割払いやリボルビング払いも同様の取扱いとします。

(2) 取組区分ごとの対象経費の例

助成対象事業 (対象となる取組例)	助成対象経費
効率化・高収益化 ▼デジタル化等、高収益化のための機器・設備導入等に要する経費 ▼輸送効率化システムの導入に要する経費 ▼荷役作業の効率化に要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、委託費、調査費、指導費、人材育成費 等
新分野展開・事業再構築 ▼新市場進出に要する経費 ▼事業転換、事業再編等に要する経費 ▼サプライチェーンの見直しに要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、技術導入費、産業財産権導入費、マーケティング費、委託費、調査費、指導費、広告宣伝費、人材育成費 等
新商品・新サービス開発 ▼新商品・新サービス開発に要する経費	機械器具費、研究開発原材料費（販売用を除く。）、技術導入費、産業財産権導入費、マーケティング費、委託費、調査費、広告宣伝費、人材育成費 等
販路開拓・新規顧客拡大に向けた販売促進活動 ▼展示会・商談会への出展に要する経費 ▼WEB・SNSを活用した広告に要する経費 ▼ECサイトの構築・運用に要する経費 ▼販売促進ツールの制作に要する経費	マーケティング費、会場整備費、出展に係る保険料、出展登録料、機械器具費、システム導入費、委託費、調査費、指導費、広告宣伝費、営業代行料、産業財産権導入費、人材育成費 等
新規出店等 ▼市場調査・立地選定に要する経費 ▼新たな店舗の開設に要する経費 ▼採用活動（就職情報誌への広告、人材紹介事業者への成功報酬等）に要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、広告宣伝費、仲介手数料、マーケティング費、委託費、調査費、広告宣伝費、人材育成費 等
販路拡大・事業再構築に向けて必要な能力向上 ▼販路拡大・事業再構築に向けて必要な能力の向上又は技術、資格、知識等の習得やリスキリングなど従業員等のスキルアップに要する経費	研修費、資格取得費、委託費、講師謝礼、書籍購入費、会場費 等

II 助成金の申請について

1 申請の流れ

	項目	実施者	時期等
1	交付申請書・事業実施計画書の提出	事業者	令和7年7月15日から 令和7年12月26日まで（必着） ※ <u>受付期間内であっても、助成金の申請が 予算額に達し次第、受付を終了します。</u>
2	計画認定・交付決定	北九州市	随時
3	助成対象事業に着手、実施	事業者	認定後
4	事業完了、 実績報告書の提出	事業者	※令和8年3月31日までの事業完了（助成対象経費の支払い完了）及び事業完了から20日以内の実績報告が必要です。
5	実績報告の確認、 助成金額の確定	北九州市	提出後速やかに
6	助成金の請求	事業者	助成金額の確定後
7	助成金の支払い	北九州市	助成金額の請求後

2 交付申請書・事業実施計画書の提出

以下のとおり、交付申請書等を提出してください。なお、提出に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

(1) 受付期間

令和7年7月15日（火）から令和7年12月26日（金）まで

※12月26日必着（受付最終日が12月26日になった場合）

※提出方法は電子メール又は郵送です。

※受付期間内であっても、助成金の申請が予算額に達し次第、受付を終了します。お早めにご申請下さい。

(2) 必要書類

以下の書類を1部ずつ提出してください。

書類は北九州市HPからダウンロードできます。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700001_00004.html

①助成金交付申請書（第1号様式）

②本人確認書類

【法人】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行後3か月以内のもの
及び役員等名簿（別紙1）

【個人】運転免許証等の写し等の本人確認ができる書類（写）

③北九州市内に事務所又は事業所を有していることが確認できる書類

法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、開業届出書（写）、法人等の設立、
事務所・事業所の設置申告書（写）、営業許可書（写）等

④暴力団排除に関する誓約書（別紙2）

⑤事業実施計画書（第2号様式）

⑥市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）※交付年月日が募集期間内のもの

⑦前年同期間の月別売上高の状況が分かる書類

前年同期間の月別売上高の状況が分かる書類

		提出書類
法人		・法人税の確定申告書 別表一 ・法人事業概況説明書（1項目及び2項目（月別売上高等記載））
個人 事業 主	青色申告の場合	・所得税確定申告書 第一表 ・所得税青色申告決算書（1項目（損益計算書）及び2項目（月別売上高記載部分））
	白色申告の場合	・所得税確定申告書 第一表 ・収支内訳書

※税務署の受付が確認できるもの又は電子申告完了済がわかるもの。

※白色申告の場合、1か月あたりの売上高は、年額を12か月で除したもので計算することを原則としますが、月別の売上高が分かるもの（月次損益計算書、売上台帳等）を添付し、実額に基づき計算することもできます。

※対象期間が期末（決算月）を跨ぐ3か月の場合、比較対象となる同期（基準期間）を確認するため、2期分の資料提出が必要となります。

⑧基準月を含む直近3か月の売上高が分かる書類（月次損益計算書、売上台帳等）

⑨見積書の写し等、所要金額が分かる根拠書類

⑩その他「事業実施計画」及び「米国関税措置の影響」を説明するために必要な書類

3 申請先・申請方法

《申請先》 北九州市産業経済局中小企業振興課
住所：〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号
北九州テクノセンタービル1階
メールアドレス：san-chuushou@city.kitakyushu.lg.jp

《申請方法》 電子メール又は郵送

《本助成金に関する問合せ先》

北九州市産業経済局中小企業振興課 電話番号：093-873-1433 メールアドレス：san-chuushou@city.kitakyushu.lg.jp

4 実績報告等について

事業完了後、以下のとおり、実績報告書等を提出してください。

事業の実施状況について実績報告書等に基づき確認後、助成金の交付額を確定、通知の上、確定した額の支払いを行います。

※助成金の支払いは、助成対象経費のうち「支出済みの経費のみ」が対象です。

※助成対象経費の増額があっても、交付決定金額の増額はありません。

(1) 提出時期

助成対象事業完了から20日以内

(2) 必要書類

以下の書類を1部ずつ提出してください。

書類は交付が決定した際に、様式を送付いたします。

①助成金実績報告書（第6号様式）

②事業実施報告書（第7号様式）

③支出の事実を確認できる書類

・振込明細書、領収書、通帳の写し 等

④事業の実施状況が分かるもの

・成果物、導入した機器、システム等の写真 等

⑤その他、事業実績を説明するために必要な書類

⑥確定払請求書（第9号様式）

(3) 提出先・提出方法

《提出先》 北九州市産業経済局中小企業振興課
《提出方法》 郵送又はメール
《送付先》 住所：〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号
北九州テクノセンタービル1階
メールアドレス：san-chuushou@city.kitakyushu.lg.jp

Ⅲ その他の留意事項について

1 助成金の交付取り消し・返還

助成対象者が、次のいずれかに該当した場合は、交付決定の取り消し、助成金の返還を命ずることになりますので、十分ご留意ください。

- ①偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- ②助成金を他の用途に使用したとき。
- ③助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ④別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。
- ⑤本助成金の交付要綱・交付要領の規定に違反したとき。

2 取得設備等の取り扱い

助成金の交付を受けて取得した財産を、助成事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市の承認を受けずに助成金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸し付けすることはできません。

市の承認を受けて、処分等を行う場合であっても、その交付した助成金の全部又は一部を市に返還を求める場合があります。

北九州市産業経済局中小企業振興課

電話番号：093-873-1433

メールアドレス：san-chuushou@city.kitakyushu.lg.jp